



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

Y A 生

◎行政官廳職權委讓二件ヲ事務處理方ニ關スル件

(監々發第三九九號
昭和十八年六月三日)

鐵道省 監理局長

鐵道軌道統制會宛

依命通牒

行政官廳職權委讓令施行規則第二條第二號及行政官廳職權委讓令第十四條第一項第六號及第七號ノ施行ニ關スル件第三條第二號中基本運賃ニ關スルモノトハ差當リ現下ノ情勢ニ鑑ミ左記ノ通解釋シ之ガ運用ヲ致スコトニ決定相成候條了知有之度尙對抗關係ニ依

法 令

ル特定運賃、連絡特定運賃及減地ノ變更ニ關シテハ處分前鐵道大
臣ニ稟伺相成度

◎行政官廳職權委讓二件ヲ書類提出方ニ關スル件

(監々發第三九九號
昭和十八年六月二日)

鐵道省 監理局長

各地方長官、軌道代表者宛

依命通牒

行政官廳職權委讓令施行規則第二條第二號及行政官廳職權委讓令

七五

第十四條第一項第六號及第七號ノ施行ニ關スル件第三條第二號中基本運賃ニ關スルモノトハ差當リ現下ノ情勢ニ鑑ミ左記ノ通解釋シ之ヲ運用ヲ致スコトニ決定相成候條手續上萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、旅客關係

(イ) 對料制

- (1) 對料運賃(除定期)ノ變更(區間制又ハ均一制若ハ地帶制ニ變更ノ場合ヲ含ム)
- (2) 普通大人運賃ノ端數處理ノ採用又ハ廢止
- (3) 運賃算出ノ際ニ於ケル料未滿ノ端數整理方法ノ變更
- (4) 運賃算出ノ際ニ於ケル錢未滿ノ端數整理方法ノ變更
- (5) 小兒運賃ノ端數處理ノ採用又ハ廢止
- (6) 小兒無賃抜制限ノ變更
- (7) 運賃計算料ノ變更(制定又ハ廢止ヲ含ム以下同ジ)
- (8) 定期運賃基礎賃率ノ變更
- (9) 定期運賃(割引率共)ノ變更
- (10) 定期運賃ノ端數處理ノ採用又ハ廢止
- (11) 回数券運賃(割引率共)ノ變更(券片數ノ變更ヲ含ム)
- (12) 最低運賃ノ變更

(ロ) 區間制ノモノ

- (1) 區間制ヲ對料制ニ變更(均一制又ハ地帶制ニ變更)
- (2) 運賃分界ノ變更(例、A—BヲA—Cトスルガ如キモノ)
- (3) 單位(一區)運賃ノ變更
- (4) 運賃計算方法ノ變更(例、遠距離遞減法ヲ累加法ニ變更スルガ如キモノ)
- (5) (イ)ノ2、4乃至6及8乃至12
- (6) 均一制ノモノ

- (1) 普通大人運賃ノ變更(區間制又ハ對料制若ハ地帶制ニ變更ノ場合ヲ含ム)
- (2) 小兒運賃ノ變更
- (3) (イ)ノ5、6、及7乃至11

二、貨物運賃關係

- (1) 運賃又ハ賃率ノ變更
- (2) 等級ノ變更
- (3) 營業料率ノ割増率(大貨物營業料率)ノ變更
- (4) 特定料ノ變更
- (5) 運賃區間(區間制ニ限ル)ノ變更
- (6) 運賃計算上ノ單位(砵、噸、又ハ斤)ノ變更
- (7) 最低運賃ノ變更

◎食糧増産應急對策ニ關スル件依命通牒

(發第^{二〇}八號
昭和十八年六月二十一日)

內務省國土局長

北海道廳長官

樺太廳長官 殿

各府縣知事

標記ノ件ニ關シテハ六月九日附農林內務文部厚生各次官連名ヲ以テ通牒相成リ既ニ之ガ趣旨達成ノ爲各般ノ措置ヲ講ゼラレツツアルコトトハ存シ候ヘ共主要食糧ノ供給確保ハ戰力増強ノ基本要件タルニ鑑ミ河川敷、道路敷其ノ他土木施設關係休閒地ヲ動員シ之ガ農耕上ノ利用ヲ計ルハ時局下極メテ緊要ナルヲ以テ臨時措置トシテ左記ニ依リ敷地占用ノ許可又ハ貸付ヲ爲ス等積極的ニ食糧自給態勢ノ確立ニ寄與スル様格段ノ御配意相成度

尙貴管下市町村長ニ對シテモ可然御示達相成度

追而昭和十五年四月四日附河川敷地占用ニ關スル件通牒ハ消滅シタル儀ト諒知相成度

記

都市計畫ニ關スル場合

一、貸付ヲ爲スベキ土地ハ都市計畫事業トシテ執行中ノ施設ノ境域内ノ土地ニシテ工事ノ執行上支障ナキ箇所トスルコト尙土地區劃整理ノ施行ニ當リテハ工區ヲ分チ緊急ノ必要アル箇所ヨリ

法 令

工事ヲ施行シ他ノ箇所ハ可及的ニ農耕上ニ利用セシムルコト河川ニ關スル場合

一、占用ヲ許可スベキ河川敷地ハ洪水敷、洪水敷豫定地ヲ含ムトスルコト但シ低水路及堤防敷ヨリ河川ノ維持管理上必要トスル一定ノ區域(河川ノ狀況ニ依リ決定ス)ヲ除クコト

二、占用ヲ許可シタル河川敷ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ハ之ヲ禁止スルコト

(一) 工作物ノ設置、植樹其ノ他著シキ地形ノ變更及活水上支障アリト認ムル行爲

(二) 耕作物ニシテ著シク長幹ナルモノ及著シク長キ支柱ヲ要スルモノノ耕作(水稻ハ原則トシテ耕作セシメザルコト)

三、道路ノ必要ヲ認ムル箇所ニ於ケル堤防法面ニハ管理者ノ指示スル工法ニ依リ坂路又ハ階段ヲ設置スルコト

四、毎年二回以上管理者ノ指示スル時期ニ於テ占用地先河川敷及堤防敷ノ雜草刈取及掃除ナスコト

道路ニ關スル場合

一、占用ヲ許可スベキ道路敷ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコト

(一) 將來ノ道路幅員擴張ヲ考慮シテ買收濟ノモノニシテ現在草生地トナシ居ル箇所

(二) 改良工事中ノモノニシテ耕作物ノ收穫期迄工事ヲ延期スル

七七)

モ其ノ進捗上支障ナキ箇所

(三) 並木敷ニシテ樹木ノ保存上支障ナキ箇所

(四) 改良工事ノ結果廢道トナスベキモノニシテ未整理ノ儘放置シアル箇所

シアル箇所

(五) 廣幅員ノ街路、廣場、公園、綠地、植樹帶及「ロータリー」

内ノ空地ニシテ交通上其ノ他其ノ機能保持上支障ナキ箇所

濬灣ニ關スル場合

一、貸付スベキ土地ハ埋立地等ニシテ工事ノ執行上又ハ本來ノ利

用目的上支障ナキ箇所

其ノ他

一、防空施設ノ設置ニ必要ナル箇所ハ之ヲ除外スルコト

二、占用許可又ハ貸付ヲ受クル者ハ原則トシテ其ノ地先市町村長

及統制アル團體ノ長其ノ他之ニ準ズル者トスルコト

三、占用又ハ貸付ノ期間ハ其ノ目的ニ依リ五年以内ニ於テ適宜之

ヲ定ムルコト但シ濬灣ニ關スルモノニ付テハ一年以内トスルコ

ト

四、占用又ハ貸付ハ可及的ニ無料トスルコト

五、占用地域又ハ貸付地域ノ境界ニハ標杭ヲ建設スルコト但シ道

路ニ關シテハ交通上支障ナキ標識ト爲スコト

六、占用ノ許可又ハ貸付ノ條件ニ違反シテ河川、道路、港灣等ノ

附屬物其ノ他ノ施設ヲ毀損シタルトキハ之ヲ復舊シ又ハ之ヲ毀

損スル處アルトキハ相當ノ施設ヲナスコト

七、工事ノ執行其ノ他ノ事由ニ依リ必要アルトキハ何時ニテモ其

ノ一部又ハ全部ノ占用若ハ貸付ノ取消ニ無償ニテ應ズルコト

八、工事ノ執行其ノ他ノ事由ニ依リ占用又ハ貸付箇所ニ損害ヲ蒙

テシムルコトアルモ補償ノ要求又ハ異議ノ申立ヲナサザルコト

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道廳

道南電氣 軌道工事方法變更認可

道南電氣株式會社申請に係る標記の件は、客年八月十七日函第

一六四號申請に係る標記の件、左記區間並軌道兩側車道は函館市

に於て鋪裝工事済に付當社に於ても直に軌道内鋪裝工事施行せん

とするの件、右は六月四日附臨第九六四號を以て内務、鐵道兩大

臣より認可ありたり。

東京府

東京市電 軌道工事方法變更認可

東京市申請に係る標記の件は、認可を得たる四谷半藏門線中

自麴町四丁目 間外六箇所の軌道構造は、時局柄實施不可能となり

至麴町六丁目 間外六箇所の軌道構造は、時局柄實施不可能となり

たるを以て道床並鋪裝の工法を一部變更し、資材並努力の節約を

計らんとするの件、右は五月二十七日附臨第九一五號を以て内務

鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市營 軌道工事施行認可申請期限延長認可

京都市申請に係る標記の件は、大正十四年八月二十九日監第一九八四號を以て特許を得たる第二、六、一〇、一二、各號線は昭和十七年五月十一日監第一、一四〇號を以て本年三月三十一日迄工事施行認可申請期限延長の認可を得たる處、道路工事未完了並資材關係にて設計遅延せる爲、該期限を更に昭和十九年三月三十一日迄延長せんとするの件、右は六月二日附監第七六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 軌道工事方法竣工期限延期認可

大阪市申請に係る標記の件は、工事資材の入手困難に依り延期せんとするの件、右は五月二十七日附監第七三四號を以て監第七三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 信號轉聯動裝置制禦方法變更認可

大阪市申請に係る標記の件は、昭和十一年六月八日監第一、七八一號を以て川口町北口並南口各分岐點に於ける標記の件認可並に許可を受けたる處、今般添附結線圖並聯動制禦表の通り變更せんとするの件、右は六月四日附監第九六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 信號轉聯動裝置變更認可

大阪市申請に係る標記の件は、昭和十一年十一月二十五日監第三、九八九號を以て大正橋交叉點に於ける標記の件認可を得たる處、今般添附結線圖並聯動制禦表の通り變更せんとするの件、右は六月四日附監第九六二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 軌道工事方法竣工期限延期認可

大阪市申請に係る標記の件は、工事に關聯する阿部野橋兩詰地下埋設物の移轉整理工事が資材の關係上遅延せんとするの件、右は五月二十七日附監第七三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

東京急行電氣 軌道京濱を地方鐵道に變更認可

東京急行電氣株式會社申請に係る標記の件は、地方鐵道法に準據し線路の改良諸施設の改善に努め來たるも、今回更に之を地方鐵道に變更し運輸能率の向上を計らんとするの件、右は五月三十一日附監第九〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

山陽電氣 軌道工事方法一部變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は、神戸明石線中歌

敷山停留場政策に伴ひ該停留場附近の自動閉塞信號機を明石寄に七米位置變更せんとするの件、右は四月八日附監第五七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神急行 假設物使用期限延期認可

阪神鐵道電鐵株式會社申請に係る標記の件は、内務省施行に係る同橋梁設計に關聯せるも、細局部的の設計變更も有之尙地元の要望も考慮し設計遅延に因るの件、右は五月二十七日附監第九一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市營 軌道電軌工事方法變更認可

名古屋市中請に係る標記の件は、近時輸送量の増加著しく變電所受電力も、之れが實狀に基き新に中部配電會社と電力需給契約締結せるを機會に各變電所の受電容量を變更せんとするの件、右は五月二十七日附監第九一二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市營 車輛設計一部變更並特別設計認可

名古屋市中請に係る標記の件は、昭和四年二月十四日監第三一三號認可に係る電動ボキ一車一六輛の座席硝子窓枠及「サイドフエンダー」を一部設計變更し乗客の利便と資材節約を計らんとす

尙車窓保護枠も撤去し金屬節約を計らんとするの件、右は五月二十七日附監第九一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

靜岡縣

靜岡電氣、藤相鐵道、中遠鐵道、靜岡乗合自動車、靜岡交通自

動車、會社合併認可

靜岡電氣軌道株式會社外四社より申請に係る標記の件は、右記五社は監督官廳の指示に基き一對一の比を以て合併し、靜岡電鐵を存続せしめ、資本金百五十萬圓を増加し、南號を靜岡鐵道株式會社と改稱し、他社は解散するものとして時局下交通事業の合理化を計り一般利用者の便宜を増進せんとする件、右は五月十三日附監第七八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

三重縣

神都交通 工事方法一部變更認可

神都交通株式會社申請に係る標記の件は、二見線直線箇所にて於ける單柱式區間の支持物補強工事を施行せんとするの件は、六月二日附監第九五六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

岐阜縣

富山縣

靜岡水電 軌道工事方法變更特殊設計許可認可

靜岡水電株式會社申請に係る標記の件は、隣接三井鑛山株式會社神岡鑛業所産の硫酸を當社軌道により運搬の爲硫酸タンク車

〔特殊設計〕十輛を新設せんとするの件、右は五月二十七日附監第九一〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

和歌山電軌 軌道電氣工事方法變更認可

和歌山電軌株式會社申請に係る標記の件は、電車の負荷増加に應ずる爲高松變電所内五〇〇キロワット水銀整流器常用一、豫備一を二臺共用に變更し、二四〇キロワットのもの二臺を豫備として新設せんとするの件、右は五月二十七日附監第九〇九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

藝南電軌 電氣工事方法書記載事項變更認可

藝南電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は、近時海軍工員増加により乗客激増せし爲、在來の水銀整流器のみにては圓滑なる運轉困難なるに付硝子製水銀整流器（容量一五〇KW）二臺豫備器を増設せんとするの件、右は六月三日附監第九五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○若葉吟社詠草（蛙の卷）

更くる夜の驛に母待つ蛙かな	淺茅
牛曳いて戻る夜道の蛙かな	同
畦道に人待ち顔の蛙かな	蔦邨
朧夜の驛路寂しも蛙鳴く	同
一つ鳴けば皆鳴き出しぬ夕蛙	農鳥
四方の田に水張りつらむ蛙鳴く	澤庵
蛙鳴く小田のあたりと落し水	玉葉
枕邊に蛙とびくる野營かな	藝仙
蛙鳴くや遠き故郷の偲ぼるゝ	東邊僕
歸省子の小田晴れくと蛙かな	靜風
蛙鳴く門田の雨の更けてけり	野狐禪
妹許へ蛙踏み通ひ背戸の闇	同
絃歌はづむ潮來情緒や遠蛙	同
小流れや蛙釣りゐる悪太郎	同
水満てし月の苗田や蛙鳴く	同